

大府市議会議長

阪 野 隆 様

議会活性化検討協議会

会長 近 藤 守 彦

議会活性化に関する報告書

平成18年3月

大府市議会 議会活性化検討協議会

1. はじめに

大府市議会の活性化に関し多角的視点から集中的に検討協議するため、9月12日に「議会活性化検討協議会」（以下「検討協議会」という。）を設置した。

当初、一般質問における「対面方式」及び「一問一答方式」を主題として議論を重ねたが、総合的に本市議会の活性化を促す手法について検討協議することが必要であるという観点から、新たに16項目が提案された。

検討協議に当たっては、「市民にわかりやすい議会とする」「議会活性化にマイナスになるような議論はしない」「導入できるものは積極的に導入する」を前提とし、短期・中期・長期と分類し、短期項目から積極的に検討協議した。

協議については、その都度各委員が会派の意見を持ち寄り、全議員の考えを集約したものとした。

その過程において、12月5日議長に対して「決算審査のあり方に関する報告」を行い、その後も検討協議を重ねた結果について報告書を提出するものである。

2. 検討協議の経過

第1回 平成17年9月12日（月）

会長及び副会長の選出、過去に設置された「議会活動検討協議会」の協議概要及び会の進め方について協議した。

第2回 平成17年9月29日（木）

一問一答方式及び他項目について協議した。

第3回 平成17年10月17日（月）

対面方式、一問一答方式及び決算審査のあり方について協議した。

第4回 平成17年10月28日（金）

対面方式、一問一答方式、決算審査のあり方及び短期項目について協議した。

第5回 平成17年11月24日（木）

決算審査のあり方について協議した。報告書（案）を検討・協議した。

第6回 平成17年11月28日（月）

報告書（案）を検討・協議、最終決定した。

政務調査費の項目間流用幅の拡大、常任委員会の視察報告会及び海外視察について協議した。

平成17年12月5日（月）

議長に「決算審査のあり方」に関する報告書を提出した。

第7回 平成17年12月13日（火）

政務調査費の項目間流用幅の拡大、常任委員会の視察報告会及び海外視察について協議した。

第8回 平成18年1月25日（水）

常任委員会の視察報告会及び海外視察について協議した。

第9回 平成18年2月17日（金）

議会活性化に関する報告書（案）について協議、最終決定した。

3. 検討協議の結果

○結論が出された項目は下記のとおり。

1. 一般質問における対面方式の導入について
 - ・第一質問は壇上で行い、再質問以降は質問席にて行う。質問席は、議員席中央1列目とする。（平成18年第2回定例会より試行導入する）
2. 本会議及び委員会における服装について
 - ・本会議・委員会における服装については、6月から9月までの期間に限り、クールビズも可とする。
3. 委員協議会及び全員協議会の事前資料配布について
 - ・原則として関係委員には、一般質問2日目の終了までに、議会事務局レターケースにて配布する。委員協議会終了後、他の議員にも同様に配布する。ただし、外郭団体の資料等については当日の場合もある。
 - ・執行部は委員協議会での質疑応答を加味した内容を、全員協議会で説明するものとする。
4. 政務調査費の調査旅費への項目間流用幅の拡大について
 - ・現行10パーセントを15パーセントとする。
5. 常任委員会の視察報告について
 - ・視察後、直近の定例会の常任委員会において報告を行う。
 - ・委員長が代表して報告する。
 - ・全員協議会においても簡潔に報告する。
6. 決算審査のあり方について
 - ・12月報告済み

○議論したものの結論に至らなかった項目は下記のとおり。

7. 一般質問における一問一答方式について
 - ・会派間において調整がつかず、結論には至らなかった。議事の進展が見られないことから一旦協議を終了した。
8. 議員の海外視察について
 - ・会派間において調整がつかず、結論には至らなかった。

自民クラブ	姉妹都市との交流を提案。
(提案) 市民クラブ	国際化等への対応と議員の資質向上のため、議員の海外視察の再開する。但し今の派遣基準は廃止し、新たな派遣基準を作る。
(反対) 日本共産党	各会派の議論が分かれることが予想され、政策的な要素も多いので、協議事項としては適当でない。

○政策的な要素が多く、検討協議会の内容に相応しくないとして、協議に至らなかった項目は下記のとおり。

9. 決定事項の遵守について

(提案) 市民クラブ	議会内部での申し合わせ事項の遵守。 (全議員が満足するルールはありえない)
(反対) 日本共産党	議会活動の制限に繋がるので、活性化検討協議会における協議事項としては適当でない。

10. 議長・委員長の裁量権の充実と強化について

(提案) 市民クラブ	議長・委員長就任時における職権についての勉強会の開催。 議題外の質問があっても許されている。 不穏当発言の扱いも同様。
(反対) 日本共産党	各会派の議論が分かれることが予想され、政策的な要素も多いので、協議事項としては適当でない。

11. 本会議及び委員会における議員の品位の確立について

(提案) 市民クラブ	本会議・委員会において議員の品位に欠ける言葉がある。 自治法 132 条（品位の保持）を徹底させること。
(反対) 日本共産党	各会派の議論が分かれることが予想され、政策的な要素も多いので、協議事項としては適当でない。

12. 同一会派内での同一質問の調整について

(提案) 市民クラブ	同一会派で一議会中での、同一質問が見られる。 視点が違うとはいえ会派を構成している以上好ましくない（議長の調整力）。
(反対) 日本共産党	議会活動の制限に繋がるので、活性化検討協議会における協議事項としては適当でない。

13. 意見書提出会派における一般質問の調整について

(提案) 市民クラブ	意見書の賛否と一般質問の回答のズレが出た場合の問題。 同一議会での審議は好ましくない。（要検討）
(反対) 日本共産党	議会活動の制限に繋がるので、活性化検討協議会における協議事項としては適当でない。

14. 同一内容の繰り返し質問の調整について

(提案) 市民クラブ	同じ質問を繰り返し質問として取り上げている。特に単独事業についてはせめて 1 年位の経過が必要（執行部の答弁にも問題あり）。
(反対) 日本共産党	議会活動の制限に繋がるので、活性化検討協議会における協議事項としては適当でない。

15. 質問項目について

(提案) 市民クラブ	一般質問として適当でないものが見受けられる。単なる事務的な見解をただすに過ぎないもの。制度の内容の説明を求めるもの。議案審議の段階でただせるもの。特定地区の道路改修などを要望するためのものなど。
(反対) 日本共産党	議会活動の制限に繋がるので、活性化検討協議会における協議事項としては適当でない。

16. 本会議（一般質問）の映像放映について

(提案) 市民クラブ	インターネットによる議会映像の放映をすることによる開かれた議会と議員の活動の見える化をはかる。
(反対) 日本共産党	インターネットの利用者は決して多くない。予算増も必要なので時期尚早。

17. 本会議及び委員会におけるＩＴ化について

(提案) 市民クラブ	議会（本議会・委員会）におけるプロジェクターの使用（議案の説明、質問の趣旨が分かりやすく、また市民にも開かれた議会となる）。
(反対) 日本共産党	公平性に欠ける。掛かる費用が多額になる。プロジェクター使用などについては、予算増も必要なので時期尚早。

18. 市議会議員の削減について

(提案) 市民クラブ	議員定数を削減し効率的な議員活動と自立できる報酬の検討。 4名削減し議員定数を18名とする。 議員の資質向上と、一層の行財政改革を議会自ら実施する。
(反対) 日本共産党	各会派の議論が分かれることが予想され、政策的な要素も多いので協議事項としては適当でない。

4. まとめ

半年間に渡り9回の会議を開催した結果、18項目が提案され、うち6項目について結論を見出した。これらの項目については議会内部の問題のみならず、執行部に対しても大きく体制の変更を必要とするものも含まれており、大きな変化が期待できる。

会議運営については全会一致を前提としたこと、また、政策的な要素を含んだ項目については検討協議会では議論することができず、多くの項目について協議の俎上に持ち上げることができなかった。

しかし、提案された項目はいずれも本市議会の活性化にとって重要な案件であり、これらの項目については、引き続き協議していく必要がある。

したがって、議会活性化に関する検討協議は継続することが望ましく、検討方法、検討組織及び構成人員等については、会派代表者会議等で調整することが望ましいという結論に達した。

以 上

議会活性化検討協議会委員

(平成 17 年 9 月 12 日～平成 18 年 3 月 3 日)

会 長	近 藤 守 彦
副 会 長	岩 田 守 弘
委 員	高 池 文 夫
	浅 田 茂 彦
	森 山 守
	深 谷 直 史
	窪 地 洋

※正副会長の他は議席番号順